(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁及び上田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第千二百八十五号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十一年九月九日

農林水産大臣　石破　茂

一　保安林の所在場所　長野県東御市滋野字北山甲四一六二の一(国有林。次の図に示す部分に限る。)、小諸市大字菱平字高峰七〇四の一(国有林)

二　指定の目的　公衆の保健

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○国土交通省告示第九百九十号

特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律(平成十九年法律第六十六号)第十八条第三項の規定に基づき、平成二十年国土交通省告示第九百三十五号の一部を次のように改正する。

平成二十一年九月九日

国土交通大臣　金子　一義

三を次のように改める。

三　保険等の業務を行う事務所の所在地

イ　東京都江東区毛利一丁目十九番十号

ロ　北海道札幌市中央区南一条東二丁目六番地

ハ　北海道苫小牧市山手町一丁目二番七号

ニ　北海道函館市石川町三百十四番五

ホ　北海道帯広市大通南十六丁目二番二号

ヘ　北海道釧路郡釧路町光和四丁目七番一号

ト　北海道旭川市東四条八丁目十五番地一

チ　青森県青森市大字野木字野尻四十四番地四六

リ　岩手県盛岡市安倍館町六番二号

ヌ　宮城県仙台市青葉区上杉一丁目十五番二十四号

ル　秋田県秋田市寺内三千刈八十六番地三

ヲ　山形県山形市上町四丁目十四番六号

ワ　福島県郡山市富久山町久保田字伊賀河原七番地

カ　茨城県土浦市城北町十六番十八号

ヨ　茨城県水戸市袴塚二丁目二番三十四号

タ　栃木県宇都宮市越戸町三百二十五番地一

レ　群馬県高崎市旭町四十六番地二

ソ　長野県長野市大字栗田三百三十八番地

ツ　長野県松本市鎌田二丁目三番五十号

ネ　新潟県新潟市中央区網川原一丁目十五番二十三号

ナ　埼玉県さいたま市浦和区東高砂町二番五号

ラ　埼玉県さいたま市西区大字宝来字下横手千七百十番地一

ム　千葉県八千代市村上四千五百番地八

ウ　千葉県松戸市本町十四番地一

キ　東京都杉並区梅里一丁目十九番十二号

ノ　東京都小金井市本町一丁目九番十二号

オ　神奈川県横浜市港北区新横浜二丁目十四番二十七号

ク　神奈川県厚木市中町四丁目十六番十八号

ヤ　山梨県甲府市中小河原一丁目十三番七号

マ　静岡県静岡市駿河区高松一丁目十一番十三号

ケ　静岡県浜松市中区細島町八番地二

フ　愛知県名古屋市東区東桜一丁目四番三号

コ　愛知県岡崎市明大寺町字川端十九番地十三

エ　岐阜県岐阜市市橋三丁目八番三号

テ　三重県津市戸木町字赤部五千八十一番地四

ア　京都府京都市下京区西境町百四十九番地

サ　滋賀県守山市古高町字松塚八百八番地二

キ　富山県富山市根塚町四丁目二番七号

ユ　石川県金沢市浅野本町二丁目十五番二十号

メ　福井県福井市和田東二丁目九百二十六番地

ミ　奈良県橿原市八木町一丁目六番一号

シ　和歌山県和歌山市紀三井寺八百四十番地十

ヱ　大阪府大阪市北区天満一丁目十九番六号

ヒ　大阪府堺市北区中百舌鳥町五丁七百五十八番地

モ　兵庫県神戸市中央区御幸通四丁目二番九号

セ　岡山県岡山市北区今八丁目六番十四号

ス　広島県福山市南蔵王町一丁目六番十一号

ン　広島県広島市南区段原二丁目一番十四号

イ′　山口県山口市小郡御幸町四番六号

ロ′　鳥取県米子市観音寺新町三丁目四番二十号

ハ′　愛媛県松山市萱町一丁目三番六号

ニ′　香川県高松市林町二千三十二番地二

ホ′　徳島県板野郡藍住町奥野字長江口七十七番地一

ヘ′　高知県高知市萩町一丁目一番四号

ト′　福岡県大野城市仲畑一丁目七番三十三号

チ′　福岡県北九州市小倉北区中島一丁目十七番六号

リ′　福岡県久留米市東合川三丁目十九番三十二号

ヌ′　長崎県長崎市竹の久保町十四番二十一号

ル′　大分県大分市西春日町一番二号

ヲ′　熊本県熊本市水前寺六丁目二十七番二十号

ワ′　宮崎県宮崎市吉村町寺ノ下甲二千二百九十八番地一

カ′　鹿児島県鹿児島市東開町三番地三十七

ヨ′　沖縄県宜野湾市大山七丁目四番十五号

○環境省告示第三十三号

環境基本法(平成五年法律第九十一号)第十六条の規定に基づく大気の汚染に係る環境上の条件のうち、微小粒子状物質に係る環境基準について次のとおり告示する。

平成二十一年九月九日

環境大臣　斉藤　鉄夫

微小粒子状物質による大気の汚染に係る環境基準について

環境基本法第16条第1項の規定による微小粒子状物質による大気の汚染に係る環境上の条件につき人の健康を保護する上で維持することが望ましい基準(以下「環境基準」という。)及びその達成期間は、次のとおりとする。

第1　環境基準

1　微小粒子状物質に係る環境基準は、次のとおりとする。

1年平均値が15μg/m³以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m³以下であること。

2　1の環境基準は、微小粒子状物質による大気の汚染の状況を的確に把握することができると認められる場所において、濾過捕集による質量濃度測定方法又はこの方法によって測定された質量濃度と等価な値が得られると認められる自動測定機による方法により測定した場合における測定値によるものとする。

3　1の環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用しない。

4　微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が2.5μmの粒子を50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。

第2　達成期間

微小粒子状物質による大気の汚染に係る環境基準は、維持され又は早期達成に努めるものとする。

○近畿地方整備局告示第百三十二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第1項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十一年九月九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十一年九月九日

近畿地方整備局長　上総　周平

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四十二号

(三)　道路の区域

区間	変更前	変更後
田辺市秋津町字綾代八二四番一地先から同市稲成町字新江原三一五〇番まで	敷地の幅員　延長　前　三五・五〇メートル　一三〇・七〇メートル　一・〇四三キロメートル	後　二一・七〇メートル　一一五・七〇メートル　一・〇四三キロメートル

(四)　図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局紀南河川国道事務所